

2021年10月25日
阪神高速道路株式会社

入札手続に関する期間等の変更について

令和3年10月15日付け、弊社ホームページに掲載の「電子課金の運用に関する海外事例調査研究業務（第2回）」について、契約方法の記載に誤りがございましたので、入札手続等の日程等を変更いたします。

誤表示内容

契約方法を「参加者確認公募」とすべきところを「随意契約」と表示

誤表示期間

2021年10月15日（金）から2021年10月22日（金）

入札手続等の日程等の変更内容

- ・ 説明書の交付期間
2021年10月15日（金）から2021年11月1日（月）午後4時まで
- ・ 参加意思確認書の提出期限
2021年11月1日（月）午後4時必着
午前10時から正午まで、午後1時から4時まで
（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く。）
- ・ 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限
2021年11月15日（月）午後4時
- ・ 質問の受付期間
2021年10月15日（金）から2021年11月1日（月）まで
午前10時から正午まで、午後1時から4時まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
- ・ 質問に対する回答の閲覧期間
回答から2021年11月5日（金）午後4時まで

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

2021年10月15日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 吉田 光市

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、将来的な課題であるE T C車載器未搭載車への課金等手法及び日本国際博覧会における訪日外国人の利便性等を検討するものである。海外における、料金所を設置しない高速道路の課金手法、運用方法、E T C車載器未搭載車の対応、料金所未設置によるメリット・デメリットなどについて調査し、将来の料金収受のあり方について研究することを目的とする。また、2025年日本国際博覧会に向け、既開催国の高速道路の支払い方法及び高速道路全般のサービスを調査し、訪日外国人の利便性等を検討するものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

- ① 日本のE T Cシステム等に精通していること。
- ② 海外情報の収集・分析を行い、高速道路料金の課金等手法の海外事例に精通していること。

が求められる。

一般財団法人道路新産業開発機構（以下、「当該機構」という。）は、

- ① I T Sの国際標準化において、料金収受分野で国内分科会の事務局となっており、日本のE T C技術の国際標準化に貢献した実績がある。
- ② 海外情報の収集・分析を活動基本方針の一部とし、2009年から道路課金に関する海外事例調査の実績がある。

よって、本業務の実施にあたり、当該機構が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、当該機構を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、他の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、当該機構との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、当該機構と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 電子課金の運用に関する海外事例調査研究業務（第2回）
- (2) 業務内容 本業務は、将来的な課題である ETC 車載器未搭載車への課金等手法及び日本国際博覧会における訪日外国人の利便性等を検討するものである。海外における、料金所を設置しない高速道路の課金手法、運用方法、ETC 車載器未搭載車の対応、料金所未設置によるメリット・デメリットなどについて調査し、将来の料金収受のあり方について研究することを目的とする。また、2025 年日本国際博覧会に向け、既開催国の高速道路の支払い方法及び高速道路全般のサービスを調査し、訪日外国人の利便性等を検討するものである。
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から 2022 年 6 月 30 日まで

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件

1) 基本的要件

- ・ 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。
- ・ 阪神高速道路株式会社における「その他業務」に係る 2021～2024 年度測量・建設コンサルタント等の一般競争参加資格の認定を受けている単体企業であること。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- ・ 当社から競争参加停止を受けている期間中でないこと。
- ・ 当該業務における配置予定管理技術者及び担当技術者の技術者資格、同種業務の実績の内容、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。

2) 技術力に関する要件

下記に示す同種業務又は類似業務について、過去 10 年度以降に業務が完了し引き渡しが済んでいる業務で、1 件以上の受注実績を有していること。

同種業務：道路課金に関する海外事例調査業務

類似業務：道路サービスに関する海外事例調査業務

(2) 配置予定技術者に対する要件

1) 資格要件及び業務実績

① 管理技術者

i 資格要件

以下のいずれかの資格を有する者とする。

(イ) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

(ロ) RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）

ii 同種業務の実績

下記に示す同種業務又は類似業務について、過去 10 年度以降に業務が完了し引き渡しが済んでいる業務で、1 件以上の受注実績を有していること。

同種業務：道路課金に関する海外事例調査業務

類似業務：道路サービスに関する海外事例調査業務

② 担当技術者

i 資格要件

資格については問わない。

ii 同種業務の実績

下記に示す同種業務又は類似業務について、過去 10 年度以降に業務が完了し引き渡しが済んでいる業務で、1 件以上の受注実績を有していること。

同種業務：道路課金に関する海外事例調査業務

類似業務：道路サービスに関する海外事例調査業務

4. 手続等

(1) 担当部署

① 参加意思確認書の提出等に関する問合せ

阪神高速道路株式会社 経理部 契約課

(住所) 〒530-0005 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号

(電話) 06-6232-6228

(FAX) 06-6203-8313

② 参加意思確認書の作成に関する問合せ

阪神高速道路株式会社 営業部 営業管理課

(住所) 〒530-0005 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号

(電話) 06-6232-6414

(FAX) 06-6203-8323

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：2021 年 10 月 15 日（金）から

2021 年 10 月 25 日（月）午後 4 時まで

② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R 等により交

付するので、事前に上記（１）の担当部署へその旨申し出ること。

- ・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告）

<http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

- ③ 交付図書のダウンロード手順：

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトの URL 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

- (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期限：2021年10月25日（月）午後4時必着

午前10時から正午まで、午後1時から4時まで

（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く。）

- ② 提出方法：1部を持参又は郵送すること。

（郵送等とは、一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。）

- ③ 提出先：上記4（1）①に同じ。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4（1）①に同じ。

- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：2021年11月8日（月） 午後4時

- (4) 詳細は説明書による。